

## 令和5年4月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和5年4月5日（水）午後4時00分より、野津中央公民館 多目的ホールにおいて、会長が4月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 小橋 勇二 会長  
1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 5番 宮田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員  
7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

### 欠席委員

4番 城野 幸司 委員

### 農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

### 付議議案

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 議決の抹消について

議案第24号 非農地証明願いについて

議案第25号 農用地利用集積計画の決定について

議案第26号 農用地利用集積計画の取消について

議案第27号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

局長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。

議長 それでは議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席4番の城野 幸司委員が欠席となっており、出席委員は11名となっております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議長 次に、議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけますか。

－異議なし－

議長 それでは、議席番号9番 柳井 博之委員と、議席番号10番 後藤 博幸委員に議事録署名をお願い致します。

議長 議案審議に入ります。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案 1 ページをご覧ください。

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 5 年 4 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、（畝）945 m<sup>2</sup> 外 5 筆 合計 4,037 m<sup>2</sup> を、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号 2、（畝）95 m<sup>2</sup> を、所有権の持ち分 2 分の 1 を移転するものです。なお、本件は先月、空き家バンク物件に付随する農地の所有権移転として農地法第 3 条で許可された案件になります。

以上 3 条申請 2 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業當時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

3 月 24 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の 3 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

二 村 二村より、3 月 24 日に実施しました議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畝について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 6 筆の畝で、現在は景観作物として菜の花が植えられています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件について

ては、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の畠については、贈与により所有権の 2 分の 1 を取得するものです。

隣は空き家バンクに登録されている住宅で、この住宅に居住する予定です。申請地は 1 筆の畠で露地野菜が作付けされています。許可後も露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 2 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 12 地区、佐藤推進委員さん。

佐藤孝 第 12 地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号 1 の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 6 筆の畠で現在は菜の花が植えられています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことで、特に問題は無いと思われます。

議 長 次に第 1 地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号 2 の畠については、贈与により所有権の 2 分の 1 を取得するものです。

先月、譲渡人が取得ということで許可されたところですが、共同名義にすることです。二人とも、隣にある空き家バンク物件に住み、菜園として利用することなので特に問題は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和5年4月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 1,125 m<sup>2</sup> については所有権の移転を行い、資材置場として利用するものです。農地の区分は3種農地となります。

以上、5条申請1件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。  
申請地は次の6ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請1件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

二 村 二村より、3月24日に実施しました議案第22号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については所有権を取得し、資材置場として利用するものです。

申請地は1筆の田で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当の推進委員さんより報告をお願いします。第1地区、玉田推進委員さん、お願いします。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の田については所有権を取得し、資材置場として利用するものです。

近くには農地として使われている土地は無く、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第23号 農地法第5条許可の議決の抹消について、事務局より説明をお願いします。

議案書の7ページをお開きください。

議案第23号 議決の抹消について、令和4年8月3日 議案第39号で議決のあったものについて取消願が提出されたので抹消するものとする。令和5年4月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、対象地『(畝) 965 m<sup>2</sup>』、申請の内容は資材置場用地、令和4年8月3日、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請についてとなります。

取消理由は、「賃貸借契約を交わしていた土地所有者から、契約を白紙に戻し、農地として現状維持したいとの申し出があつたため」とのことです。令和4年8月3日付で発行した農地法第5条の許可書は返却済です。

以上、議決の抹消1件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

正田 委員 はい。昨年の8月に許可を出していますが、許可後は畝をあたっていないのでしょうか。

議長 事務局、説明をお願いします。

首藤 主幹 はい。3月下旬に現地調査に行きました。8月に許可をしていますが、全く転用行為には着手しておりませんでした。

議長 正田委員、よろしいでしょうか。

正田 委員 はい。

議長 その他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第23号 農地法第5条許可の議決の抹消について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第23号 農地法第5条許可の議決の抹消については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第24号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

次長 9ページをお開きください。

議案第24号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和5年4月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 61m<sup>2</sup> の土地については、昭和56年12月から宅地として利用され住宅が建築されている土地になります。チェックリストについ

ては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

申請地は次の 11 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 24 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 24 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 12 ページをご覧ください。

議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあつたので提案する。

令和 5 年 4 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 4 号）「令和 5 年 4 月 5 日公告予定」になります。

この農用地利用集積表は令和 5 年 3 月末までに申し出がありました白杵市全体の集積表であります。1 ページの中段やや下、「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田については、ありません。畠については、47,309 m<sup>2</sup> 45 筆、合計面積は、47,309 m<sup>2</sup> 45 筆です。次に貸し手、借り手ですが、貸し手が18名に対して、借り手は6名となります。各筆明細につきましては、4~6ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和5年4月5日公告予定の農用地利用集積計画（第4号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第25号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第25号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第26号 農用地利用集積計画の取り消しについて、事務局より説明をお願いします。

次長 議案書の13ページをご覧ください。

議案第26号 農用地利用集積計画の取消について、令和2年11月5日定例総会 議案第62号で議決された「農用地利用集積計画の決定について」の一部を下記の理由により取消してよいか提案する。説明と併せて、別紙にあります議案第26号議案の資料も併せてご覧ください。

本件は、農業経営基盤促進法で利用権設定のあった、『(畠) 9,000 m<sup>2</sup>』、設定期間：令和2年11月5日から令和7年11月4日であったが、令和4年中旬より「農地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、賃借権の解除をしない。」ため、同法第20条の2第2項第1号により農用地利用集積計画の取消しを行うもの。

令和5年4月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別紙には現状の写真を載せておりますのでご覧ください。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

藤 嶋 はい。賃借料はちゃんと払われているのですか。それ自体も払われていないのですか。  
委 員

議 長 事務局、説明をお願いします。

首 藤 はい。これは1年目の途中までは払っていたみたいです。そのあとは、写真をご覧の通り、作もあまりよろしくないということで、翌年以  
主 幹 降、金額を半分にできないかという交渉があったそうです。それ以降は耕作をしていないというような状況です。

中 野 作る意思は全然ないですか。  
委 員

首 藤 そうですね。何度か本人に確認はしているのですが、耕作の意思は本人に確認できない状況です。  
主 幹

後藤聖 この写真はいつ撮った写真ですか。  
委 員

首 藤 3月下旬に撮った写真です。

主 幹 この件につきましては所有者から何度か相談がありまして、4年度の途中から何度か現地に足を運んでいるのですが、ご覧の通り全く耕作していない状況です。

次 長 追加の説明ですが、土地の所有者からご相談があったあと、農業委員会から借主側に対しまして、「管理をしなさい」という内容のお手紙や、「耕作する意思がないのであれば解除に応じなさい」というような手紙を何度か出しているのですが、応答がありません。

中 野 こちらにいなのですか。

委 員

次 長 こちらにはいるのですが、農業委員会に対しては何も連絡がありません。

疋 田 仮に解約をしたとしてもこのまま返されても困りますね。

委 員

次 長 こちらは実際、補助事業を使って作っているということでもありますので、撤去等につきましては農林振興課と協議してというようなになります。

議 長 ここで休憩致します。

－休 憩－

議 長 再開致します。

－再 開－

議長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第26号 農用地利用集積計画の取り消しについて採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第26号 農用地利用集積計画の取り消しについては、原案どおり承認することに決定致しました。次に、事務局より報告をお願いします。

次に議案第27号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について事務局より説明をお願い致します。

次長 議案書の14ページをご覧ください。

議案第27号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和5年4月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積等促進計画案で説明します。1ページを説明しますので、ご覧ください。

(畑) 2筆 2,406 m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は2ページに掲載していますのでご覧ください。

次に3ページを説明しますので、ご覧ください。

(畑) 1筆 2,893 m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は4ページに掲載していますのでご覧ください。

次に5ページを説明しますので、ご覧ください。

(畠) 1筆 991 m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は 6 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 7 ページを説明しますので、ご覧ください。

(畠) 1筆 2,272 m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は 8 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 9~11 ページを説明しますので、ご覧ください。

(畠) 29 畠 19,405 m<sup>2</sup> を配分するものです。農用地の所在は 12 ページに掲載していますのでご覧ください。それぞれの詳細は、農用地貸付調書に掲載していますのでご覧ください。以上、5 件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

藤 嶋 はい。5 件目の借手は農業法人なのですか。

委 員

議 長 事務局、説明をお願いします。

次 長 農業は主ではありません。今回、新規で農業経営を始めて、カボスを作るということです。

藤 嶋 本来の業務は何をしている会社ですか。

委 員

次 長 今、テレビにも出ている芸能人の方だそうです。会社のホームページもありますが、芸能活動をしながら YouTube で農業を始める情報を発信もしているようです。

議 長 藤嶋委員、よろしいでしょうか。

藤 嶋 はい。

委 員

議 長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。

議 長 以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。